

労災指定制度に伴う労災指定医の財政負担問題を解消することを事業目的として、内閣府から公益認定、

厚生労働省からの**特定保険事業**の認可を得て、**公益財団法人**となっています。

- 1 全国の労災指定医療機関のうち  
約**25,570**の医療機関と契約
- 2 富山県労災指定医療機関、**215** 契約  
(令和7年3月末) RICとの契約率は **81.7%**

# 労災保険情報センター事業は、大きく3事業

- (1) 労災診療の立替払（立替払事業）
- (2) 他保険との差額補償（保険事業）
- (3) 各種互助事業

# 1 労災診療費の立替払(立替払事業)

(1) 毎月10日迄に請求した**労災診療費請求額**と  
**同額同月内**に受け取れます

厚生労働省から補助金を原資(労災保険料)として、  
全額補助事業で行われています

(2) **契約金、手数料は不要**

(3) **無利子、無担保、審査、保証人も不要**

## 2 他保険との差額補償（保険）

請求した労災診療費が**不支給となった場合の健保等との差額を受取れます。差額補償の保険事業です。**

(1) 労災診療費が不支給となった場合に備えた保険です。

**(2) 契約金、会費は不要**です。

(3) 初診（被災労働者の1回目）の労災診療費請求時に  
保険料等として1,800円（保険料1,439円/互助会費  
361円）をいただきます。

### 3 各種互助事業

**書籍を無料で進呈**するなどの互助事業を実施しています

(1) RIC発行の書籍(数種類)各1冊を**無料で進呈**

(2) RIC主催の研修会に**無料で参加**

(3) **低利、無担保の長期借入金**を活用(注)いただけます。

資金調達の多様性が可能となります。